

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会します。以降、着座にて進行させていただきます。

日程に先立ちまして、人事異動のご報告です。本日付で教育政策担当課長が転出されることになりました。原水課長には今後の学校等のあり方基本構想などでご尽力いただきました。一言ご挨拶をお願いいたします。

○原水教育政策担当課長 教育政策担当課長の原水です。昨年4月に東京都から千代田区に参りまして、明日付で東京都に戻ることとなりました。昨年4月に来たときには千代田区のこと、区政のこと、右も左も分からない中、いろいろご指導、ご鞭撻いただきまして、ありがとうございました。

7月1日付で東京都に戻りますが、引き続き、千代田区に来たのも何かのご縁かと思っておりますので、連携のほうをさせていただければと思っております。1年3か月という短い間でしたが、本当にありがとうございました。お世話になりました。

〔拍手〕

○西岡委員長 また、今後とも千代田区のことをよろしく願います。ありがとうございました。

それでは、ここで一旦委員会を休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

本日の日程及び資料をお配りしています。議案審査が3件、報告事項は、こども部が2件、保健福祉部が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席いただいております。教育長、本日は委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第23号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号について、執行機関の説明を求めます。

○大松生活支援課長 それでは、議案第23号の内容であります事業につきまして、お手元の保健福祉部資料1に基づきましてご説明いたします。

まず、冒頭でございますように、事業名は、千代田区低所得者世帯に対する価格高騰特別支援給付金事業でございます。

そして、項番1番の事業の概要でございますが、本給付金は、国で措置された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、電力・ガス・食料品等高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい住民税非課税世帯等低所得世帯を支援する観点から、1世帯3万円の現金を給付するものでございます。そして、速やかな給付を行うため、必要な予算措置をお願いするものでございます。

次に2番、事業の内容でございますが、表をご覧ください。今回、対象者は住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯を対象としております。

対象世帯は、まず（１）低所得世帯支援枠の下にございます住民税非課税世帯でございます。そのまま表を横に行きまして、世帯数は4,200世帯を見込んでおります。給付方法は、そのまま横に参りまして、段落を2段に切らせていただいておりますが、上から順に、原則として区で把握できる対象の世帯には、区から案内書、確認書を送付して、口座等を記入していただき、その確認書の返送があり次第、希望の口座に振り込む、いわゆる申請不要のプッシュ型給付をいたします。その下の段落でございますが、1月2日以降の転入者などは、本区で税情報などデータがございませんので、住民税課税、非課税が確認できません。そのため、これらの方々につきましては、ご自身の申請書による給付となります。

次に、給付金額でございますが、表の一番横にお示ししております。給付金額は1世帯3万円でございます。

次に、表の下段に行きまして、（２）推奨メニューの下にございます二つ目の対象者、住民税均等割のみ課税世帯でございますが、対象世帯は、横に行きまして、900世帯を見込んでおります。そのまま横に参りまして、給付方法は、これも原則同様に、区で把握できる対象の世帯には、区から案内書、確認書を送付して、口座等を記入していただき、その確認書の返送があり次第、希望の口座に振り込むプッシュ型給付をいたします。

そして、これも同様でございますが、1月2日以降の転入者などは、区で住民税データがございませんので、こちらのほうも申請書による給付となります。

給付金額は、こちらも1世帯3万円でございます。

以上で、対象者の合計は5,100世帯でございます。

恐れ入りますが、裏面に移っていただきまして、項番の3番、今回の給付金等の事業費、これは合計で1億6,189万7,000円を計上させていただきました。内訳は、給付金部分が1世帯3万円の掛ける5,100世帯で1億5,300万円、そして事務費が889万7,000円でございます。なお、この事業に関しましては、10分の10が国庫補助事業でございますので、歳入につきましては同額の計上をいたします。

そして、項番の4番、これは予定でございますが、スケジュール表をご覧ください。事業の内容をお認めいただけましたら迅速な支給をいたしたいと存じますので、来月7月に入りましたら対象者のデータを抽出し、7月20日には広報千代田及びホームページで区民の皆様へ周知いたします。そして、7月末日には、対象者に案内確認、案内書、確認書等を送付させていただきたく存じます。そして、この確認書の返送期限は、3か月後の10月31日を提出期限とする予定でございます。

簡単ではございますが、以上が資料の説明でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 今回の給付については、初めて均等割のみ課税者にまで対象が広がっていますが、その理由をお聞かせください。

○大松生活支援課長 初めて均等割のみ課税者に対象を広げた理由でございますが、まず電気・ガス・食料品等の物価高騰が1年以上継続していて、今後も続くと思われれます。そして、次に、これまで支援の対象としておりました住民税非課税世帯と対象者が1か月で1万円弱との僅差でございます。次に、国の交付金で住民税非課税世帯以外の低所得者支援の項目がございますので、以上、主に三つの理由をもって、今回初めて、均等割のみ課

税者にまで対象を広くさせていただきました。

○池田委員 はい。ありがとうございます。

それと、プッシュ型の給付の方たちの確認書なんですけど、これ、返送してもらって口座に振込とありますが、これ、返送されてから何日ぐらいで口座に入るんでしょうか。

○大松生活支援課長 長くて20日程度を見込んでいます。

○池田委員 20日。

それと、もう一点聞きたいのは、この1月2日から基準日までの転入者ということで、こちらの方、対象の方は申請型ということですけども、この申請書というのは、区役所に置いてあるんですか。あと、どこかに置いてあるところがありますか。

○大松生活支援課長 事業が始まる7月31日以降には、私ども生活支援課の窓口にまず置きます。次に、ホームページに掲載いたしまして、ダウンロードできるようにいたします。

○池田委員 この基準日なんですけれども、6月1日としているのは何か理由があるんでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、昨年度の非課税世帯への10万円給付事業については、国が基準日を6月1日としておりましたので、それをちょっと踏襲いたしましたのと、あともう一つ、6月1日以降は、本区で、ほかの自治体もそうなんですけど、住民税課税・非課税の判定ができますもので、この二つをもって、基準日を本区では6月1日とさせていただきました。

○池田委員 基準日が違う自治体もあるんでしょうか。

○大松生活支援課長 はい。把握している限り、基準日は自治体に任されておまして、例えば4月1日が基準日のところもございます。

○池田委員 その違う基準日の自治体から千代田に移られた場合に、その差異が生じるじゃないですか。その場合に、どちらの自治体からも給付が受けられないというようなことがないの、あったら困るんですけど、どうなんでしょう。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のように、確かに基準日が違いますので、転入転出のタイミングによっては、両方とも給付がされない可能性はございます。ただ、本区では、転入前の自治体に調査して、支給されていないことが確認できれば、本区で救済をすることを考えております。

○池田委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、これは10分の10国庫負担ということですけども、今度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、これ、千代田の割当額というのはあるんですか。

○大松生活支援課長 千代田の割当額は、おおむね1億5,000万でございます。

○牛尾委員 1億5,000万で、1億5,000万が上限。それとも、申請をすれば、もっと。これは事業費で1億5,000万を超えているじゃないですか。10分の10国庫負担ということでしたけれども、1億5,000万ということは、足が出た分はどうなるんですか。それとも、その分も国で出していただけのんですか。

○西岡委員長 一旦休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。今の1億5,000万円というのは、いわゆる非課税枠、住民税非課税世帯枠以外の推奨事業メニューの部分でございまして、低所得者支援の部分は、非課税世帯の部分は、そのまま申請どおり出ますので、上限というのは特にございませぬ。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ということは、つまり、今回は住民税均等割部分を出しましょうと。で、その分も国が出しますよと。先ほど上限がないと言われましたけれども、ということは、さらに追加して、ここに前回の委員会で示されたメニューがあるじゃないですか、例えば省エネ家電等の買換えの促進の生活者支援とか。こういうのも千代田区で実施をしましよとなれば、その分は国に出していただけるということなんですか。

○大松生活支援課長 はい。本区のほうで申請があれば、推奨事業のメニューで出せる可能性はございます。

○牛尾委員 で、今回は住民税均等割額のみ申請というふうにしたわけですよ。その大きな理由というのは何かあるんですかね。

○大松生活支援課長 先ほどの答弁とちょっと重複いたしますが、低所得者支援につきましては、これまで住民税非課税世帯のみ行っておりましたが、均等割のみ課税世帯につきましては、その所得、収入の差が僅差であることがありますので。それともう一つ、国の交付金のメニューで、住民税非課税世帯以外の低所得者の支援というのも推奨メニューにございますので、それをもって、今回は住民税均等割のみ課税にまで広げさせていただきましたところがございます。

○牛尾委員 言っていることは、それは大事なことなんですけれども、この八つのメニューがあるわけじゃないですか、国からの推奨メニューでね。例えば事業者支援で、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、これもメニューにありますよと。で、農林水産業は千代田はないけれども、例えば中小企業等というのもありますよと。省エネ家電の買換え促進もできますよと。いろんなメニューがあるわけですよ。で、先ほど上限がないとおっしゃって、申請をすれば国が出しますよと。

例えば千代田区なんかは、銭湯なんかもね、かなりコロナでお客さんが減って営業が大変だという話も聞いたし、燃料も高騰して大変だという話も聞いていますけれども。あと家電の買換えにしてもね、この猛暑の中、なかなか、お金がない世帯の方々はエアコンが買い換えられないというところもあるでしょうし、そうしたところへの支援というのも検討をされなかったのかな。というのは、せっかく国が出すというんだったら、そこはどんなのかなと思って。

○大松生活支援課長 今のご指摘の点でございますが、家電の買換えなどにつきましては、ただ、どの程度こういった方を対象にするですとか、あとはどの程度家電の買換えを対象にするですとか、いろいろ検討事項もありますし、またそういった支援を受けられる方と受けられない方のちょっと公平感の問題もございますので、今回のところは検討の対象

にはしておりません。

○西岡委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 ちょっと、今の担当課長の答弁を補足させていただきます。

まず、この支援事業、国からの支援メニューにつきましては、今年度いっぱい対象になっていますので、今回きりということではございません。したがって、今年度の中で、これからまだ3月まで時間がございますので、当然、区としてもどこに必要な支援をしていくのかという、対象をそれぞれ、その時々的情勢を踏まえて判断していきます。

今回は、今、課長が申しあげましたように、これまでも、例えば全区民を対象とか、または子育てですとか、その時々を対象を優先順位をつけて、優先順位というか、どこに注力するかという部分を念頭に置いて決めてまいりました。今回はその対象を低所得者ということにしたところでございます。

したがって、例えば今後この状況が続けば、場合によっては、今、委員が言われたような中小の事業者に支援するということもあるかもしれません。それも含めて、今後、庁内では検討していくということでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。今年度使えるということなので、今後、何か第9波の入り口とも言われていますし、そこはよく状況を、それから区民の状況や業者の状況を見て判断していただければというふうに思います。

あともう一点、対象者への周知とか支給のほうなんですけれども、例えばDV等で千代田区内に避難してきているご家庭というのもあるじゃないですか。そうした方は、どうしても世帯が旦那さんのところであって、千代田区に住んでいるんだけど対象外になり得るというのがあると思うんですけども、そうした家庭への支援策なんていうのは、考えられないですか。

○大松生活支援課長 今ご指摘のDVの被害に遭っている方の支援でございますが、こちらのほうは、私どもの要綱で、住民票が他区にあっても、千代田区に避難されている場合、こういった方はそういった方の情報がございますので、こちらのほうから対象者としてご連絡した上で申請していただくということを予定しております。

○牛尾委員 分かりました。お願いします。

○池田委員 ちょっと関連で。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今、牛尾委員からDV対象者ということであったんですが、ほかに、例えば支給の手続ができないような、例えば障害を持っている方だとか高齢者の方だとか、お一人住まいでなかなかその手続ができないというところのサポートはできているんですか。

○大松生活支援課長 ただいまご指摘のいわゆる障害者、高齢者への支援、サポートでございますが、例えば手が不自由で書けないという方は代筆も認めておりますし、また、高齢者で書けない、ちょっと内容が分からない方につきましては、その都度、電話、窓口でサポートいたします。あと、場合によりましては、それぞれ障害者、高齢者の所管と連携して連絡を取った上で、なるべく柔軟にその都度対応してまいりたいと存じます。

○池田委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 対象者についての関連で、今後、様々その対象について、またその時々に合わせて考えていくという話もありましたけれども、家計の急変世帯といえますか所得の急変世帯に関してまた、前回の給付金のときは、そういう対象にもあったと思うんですけども、そこについては、また今後考えるということはありませんでしょうか。

○大松生活支援課長 今回は、家計急変につきましては、国の交付金に項目がちょっとございませぬのと、あともう一つ、コロナによって例えばお店が閉じるとか家計急変というのはちょっとイメージにございましたけど、電力、ガス等につきましては、そのイメージにちょっとそぐわないということで、家計急変世帯は今回対象にしておりませぬ。

ただ、今回の給付金、今後の物価高騰の状況、あとは国・東京都などの今後の姿勢に注視いたしまして、今後ともちょっとそういった、場合によっては検討の課題に加えていきたいと存じます。

○西岡委員長 ほかにございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。では——生活支援課長。

○大松生活支援課長 すみませぬ。ちょっと訂正なんですけど、ちょっとすみませぬ。私、先ほど推奨事業メニューのほうは上限が1億5,000万程度、あと低所得者世帯のほうは申請に従って上限なしというふうにちょっと申し上げたと思うんですけど、そこが、すみませぬ、上限なしではなくて1億1,000万円でございますので、ちょっと訂正させていただきます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 1億5,000万プラス1億1,000万ですよ、ということは2億6,000万。今回1億6,000万ちょっと使うわけですよ。残りが、何だ、あと1億円ぐらいか、というふうになるということ。だから、残り1億円は何かしら使えますよと、今年度。ということでよろしいですか。

○西岡委員長 対象が全部とか。

休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○西岡委員長 委員会を再開します。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のとおり、事業を想定してその対象者が確定すれば、今のご指摘のとおりになります。

○西岡委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第23号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第23号の審査を終了します。

次に、議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料1に基づきご説明をさせていただきます。

まず、項番1の改正理由でございますが、これまで住民税非課税世帯及び低所得世帯を除く多子世帯における0歳から2歳までの第2子の保育料は、これまで2分の1を保護者に負担いただいたところでございますが、東京都がこれらの第2子の保育料を無償化し、当該多子世帯に対し経済的な支援を行うこととなったため、関係規定の所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

次に、項番2の改正概要でございますが、現行の制度を簡潔にご説明をさせていただきます。

こちらの上段の表をご覧ください。現在の条例に基づく千代田区の保育料は、ご承知おきのとおり、3歳児以上は無償化されております。0歳から2歳児の保育料におきましては、特別区民税の非課税世帯におきましては免除となっておりますが、多子世帯においては、表にございますとおり、第3子以降、国の制度は第1子が就学前であれば無償化としており、第1子が小学生以上であれば、国は保護者負担を2分の1としておりますが、東京都の補助制度に基づきまして、こちらは無償化となっております。第2子におきましては、国の制度では、第1子が就学前の場合、保護者負担を2分の1としており、東京都もこちらに準じております。また、第1子が小学生以上であれば、国は保護者の全額負担としておりますが、東京都は補助制度でこちらを2分の1としているところでございます。

次に下段の表をご覧ください。今回の改正概要の第2子以降の保育料無償化についての表となっております。多子世帯の保育料免除について、東京都は、子どもを2人以上持ちたい方へのさらなる経済的負担の支援のため、第2子以降の保育料の無償化を令和5年10月より実施いたします。さきにご説明させていただきました第2子の保護者負担の2分の1、こちら第1子が就学前、第1子が小学生以上を含め、全てこちらが無償化となるものでございます。

次に、新旧対照表を2枚おつけしてございます。こちらの第2子以降の保育料の無償化を行うため、千代田区の保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例を改正させていただきます。内容につきましては、第2子及び第3子に関する減免の文言等を削除いたしまして、併せて削除した項番のずれを補正し、そして裏面でございますけれども、別表の表を第2子無償化として改正をさせていただきます。

資料1、1枚目にお戻りください。最後に項番3の施行期日でございますが、東京都の

適用と合わせて、令和5年10月1日としております。

ご説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○池田委員 この改正内容の対象となる保育所を確認させてください。

○湯浅子ども支援課長 こちらは、児童福祉法第24条に基づきまして、千代田区が入園調整を行っている保育所等が主なところとなっております。具体的には、区立保育園を含めた認可保育所、認定こども園と地域型保育事業の保育所、そして区が独自補助を行う保育所及び認証保育所となっております。

○池田委員 その対象となる子どもは、何名ぐらいになるんでしょうかね。

○湯浅子ども支援課長 現時点のおおよそではございますが、330名程度を見込んでおります。

○池田委員 今の説明の中で、認可外保育所については、第2子以降が無償化にはならないんですか。

○湯浅子ども支援課長 先ほどご説明させていただきました認可外保育所のうちの認証保育所でございますけれども、第3子以降無償化と同様に、東京都と区で負担をして無償化としております。そのほかの認可外保育所でございますけれども、第3子以降の無償化はこれまでもされておられませんし、これまでと変わらず3歳児以上は3万7,000円、0歳児から2歳児においては、住民税非課税世帯のみ4万2,000円の補助となっております。

○池田委員 そうすると、そのほかの認可外保育施設の助成はないということですね。

○湯浅子ども支援課長 現在、区内で通園されている実績の多くはインターナショナルスクールなどであることなどを踏まえますと、原則として、現在のところ助成は考えておりませんが、現在、新型コロナウイルス感染症が5類となって、保育料の減免等の特例なども終了しており、保育所の定員補償加算の見直しもこれから図るところでございます。そういった保育所の再編成、再検討と併せて、こういった中で整理していきたいと考えてはございます。

○池田委員 今回、これで無償化になるということで、区の負担が軽減されるのではないかなと思うんですが、今までの保育料というのがかなり上限を抑制してきたと思うんですが、今回のこの改正で予算編成などの影響はありますか。

○湯浅子ども支援課長 委員ご指摘のとおり、千代田区では、これまで保育料の上限を抑制してまいりました。この抑制につきまして、今回の改正によって全てこの分を東京都が負担することになります。したがって、区の負担は軽減されるということでございます。認証保育所などはこれまで同様に東京都と区で負担いたしますが、2分の1から全額無償化となりますので、その分の区の負担につきましては増加するということとなります。

○池田委員 その負担、なくなった金額がどれくらいで、引き続き負担をする金額がどれくらいなのか、ちょっとお示しいただけますか。

○湯浅子ども支援課長 現時点の試算ではございますけれども、認可保育所等の予算は、決算ベースでおよそ6,400万円程度、こちらの負担がなくなると見込んでおります。認証保育所につきましては、10月からの実施見込みで、当該年度は200万円程度支出が増となるような試算を見込んでいるところでございます。

○池田委員 かなり負担が減になるようですね。そうすると、プラス・マイナスで6,200万円の削減、負担が減ることですが、その予算の今後はどのようなお考えがありますか。

○湯浅子ども支援課長 先ほど簡単にご説明させていただきましたが、補助金の見直しなどを行っている中で、新たな助成の財源として、できれば検討させていただきたいと考えております。こういった今後の補助金の見直し内容につきましては、検討が終了次第、適宜議会にご報告はさせていただきます。

○池田委員 千代田に限らず、今、東京都も含めて、ほかの自治体でも子育て施策というのを様々やっているとします。で、課長から答弁がありましたけれども、どんな、今後、支援策というのが考えられるのか、もし区のほうでお考えがあるんでしたらお示しいただきたいんですけども。

○堀米教育長 池田委員から、今後の区としての考えということでございますので、ご答弁させていただきます。

千代田区におきましては、これまでも国や都の子ども・子育て施策に先駆けた取組を実施しておりますが、加速化することから、この動きと軌を一にして、さらに子ども・子育て施策を推進すべきであると考えております。

また、物価高騰の長期化により、子育て世帯を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。引き続き必要な対策について検討を進め、適時適切な時期を見極め、子ども・子育て施策を実施していく所存でございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。大丈夫ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第26号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第26号の審査を終了いたします。

次に、議案第27号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○辰島保険年金課長 議案第27号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例について、保健福祉部資料2に基づき説明いたします。

本議案は、保険年金課、高齢介護課の2課に係るものでございますが、資料の説明は保険年金課長からさせていただきます。

1 番、改正の目的でございます。新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対して、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うために、減免の対象年度を改正するものでございます。

2 番の改正内容でございます。国民健康保険料及び介護保険料の減免の対象となる年度を、令和3年度から令和4年度分の保険料といたします。

3 番、施行期日でございますが、公布の日から施行といたします。

4 番、新旧対照表でございますが、それぞれ別紙のとおりでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 減免の対象となる年度が変わるということですが、これ、4年度分までの保険料ということですが、その後についてはいかがなんでしょうか。

○辰島保険年金課長 今回につきましては、国からの財政支援というところで行ってきているところなんです、これが4年度分までというところではなっておりますので、5年度分については、今のところ事業の予定はしてございません。

○牛尾委員 先ほどの話でもないですが、第9波の入り口じゃないかと言われていると。だから、またコロナ、確かに5類に下がったとはいえ、コロナが増えることによって、また引き続き収入が減っていくということもあるかもしれないと。その際、国保料の納入が大変だといった方々には、今後は支援は考えられないということなんでしょうか。

○辰島保険年金課長 コロナウイルス減免ということでは、今申し上げたとおり、4年度相当分までということで、5年度については今は想定しておらないんですが、今、委員ご指摘ございましたように、これからそういう情勢というのは変わってくると思いますので、そこはまた国のほうでも支援措置がまたあるかもしれませんですし、また、そういうことがないにしても、何らかの形での検討というのはしていかなければならないとは思っております。

○牛尾委員 ぜひ、国の動向もあるでしょうが、区民の方々を支えるのは、やっぱり区政の役割ですから、そこはしっかりと区としてできることは何でもやっていくという姿勢で、引き続き臨んでいただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いします。

○辰島保険年金課長 はい。今、委員のご指摘のとおり、区としてもできることをやっていきたいと思っております。よろしくごお願いいたします。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。討論は省略してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第27号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 賛成全員です。よって、議案第27号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第27号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）千代田区教育ICT推進委員会について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは千代田区教育ICT推進委員会について説明をさせていただきます。教育委員会資料2をご確認ください。

まず項番1、設置目的ですが、千代田区では令和2年秋に、区立小・中学校に在籍する全ての児童・生徒に対して一人一台のタブレットを配付いたしました。それから今日までの約2年半の間、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現のために、タブレット端末を含む教育ICTがより効果的に活用されるよう、学校と教育委員会で協働しながら研究と実践を重ねてまいりました。

これからの子どもたちが活躍していく時代は、予測困難で変化の激しい時代です。そのような時代をたくましく、しなやかに生きていく子どもたちを育成するためには、これまでの実践を振り返り、成果と課題を明確にし、今後の目指すべき方向性を見極めることが重要であると考えております。そして、これからを生きる子どもたちの深い学びのより一層の推進に向けて、タブレット端末を含めた教育ICTをより効果的に活用し、区で示しております「ちよだスマートスクール」の更なる充実を図ることを目的といたしまして、本委員会を新たに設置するものでございます。

続いて項番の2、委員会の構成ですが、学識経験者、保護者代表、区立学校長、教育委員会事務局を構成員としております。

最後に項番3、スケジュールおよび内容ですが、今年度に関しましては、年間2回計画しており、第1回は、本日6月30日、つい先ほどまで開催をしておりました。委員でいらっしゃる校長先生方や保護者代表の方々から、ご自身が日頃感じていらっしゃる成果、そして課題についてお話を頂き、学識経験者の方からも貴重なご意見、ご示唆を頂いたところでございます。第2回目は2月に実施する予定となっております。

また、今後の予定にもなりますけれども、本日頂いたご意見を参考にしながら、課題解決に向けた方策、今後の方向性について検討していくことで、教育ICTのより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、教育ICT推進委員会の検討内容につきましては、改めて整理をさせていただいた上で、今後、本委員会でも適宜報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○富山委員 第1回目が本日開催されているということですが、学識経験者の方々、

このメンバーの方々にならに新たに入られた方はいらっしゃいますか、今回から。といいますのも、これまでの実績や振り返りについてはその方々にしていただくのが妥当だと思うんですけども、今後の方策、方針についてを話す際に新たな方がいらっしゃらないと、それ以上のバージョンアップが望めないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山本指導課長 ただいまご説明させていただきました教育ICT推進委員会につきましては、今年度初めて新たに立ち上げた委員会となっております。委員の方の中にいらっしゃいます学識経験者につきましては、これまでも本区のICTについて、様々な学校等でご指導を頂いている先生も含まれております。また、そういった方のこれまでのご指導も踏まえ、新たな施策についても検討していきたいというふうに考えております。

○富山委員 これまでの実績や振り返りについて話すメンバーはもちろん今までの関わってくださったメンバーの方々で構わないんですが、新たに加えられました学識経験者などはいらっしゃいますか。

○山本指導課長 学識経験者2名でございますけれども、全くこれまでに千代田区のICT教育に関連していないという方はいらっしゃいません。これまで千代田区のことを知っていらっしゃる方にあえてお願いをしております。

○富山委員 さらに新たな取組を進めるような、既存のものを進めていくという観点からだけではなくて、新たに取り入れるというようなイメージではないのでしょうか。

○西岡委員長 今回、これ、初めての、立ち上げたばかりの会なんですよ。それを踏まえた上でですか。

○富山委員 ちよだスマートスクールは、元からあったものでありまして。

○西岡委員長 うん。その部分でということですか。

○富山委員 はい。

○西岡委員長 指導課長。

○山本指導課長 ご指摘いただきました既存の部分につきましては、委員の中には校長先生も入っておりますので、現状の実績等はそちらのほうからも報告を頂くことができます。また、学識経験者の方におかれましては、その専門家というところもございますので、新たな知見も含めながらご指導いただきたいというふうに考えているところです。

なお、本委員会につきましては、今年度新たに立ち上げた委員会ということで、本日が第1回目というような位置づけとなっております。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 私自身、大学時代からタブレット端末で勉強をしておりました。そういった既存のものを使い続けて大変詳しいという方は、このメンバーにいらっしゃいますか。

○山本指導課長 まず、学校の校長先生方におかれましては、それぞれの校種のICTの担当の校長先生方にご出席していただいております。また、保護者代表の方におかれましては、それぞれの校種のPTAの会長の皆様方からご選出いただいた、比較的ICTに詳しい方というふうに認識をしております。また、学識経験者の方におかれましては、その道の最先端に行く方というふうに認識しているところでございます。

○富山委員 最後になりますけれども、ちよだスマートスクールなどを拝見しておりました、あ、これを使ったらいいのにな、あれを使えばいいのになと思うことが多々ありましたので、新しいものに取り組みされることはありましたかというふうにご質問させていただきました。

きましたけれども、今お答えいただいたとおり、お詳しい方をメンバーに、構成員に加えられて立ち上げられたということなので、新しいものを進めていただけるように期待しておりますが、既存のものにとらわれずに新しいものをどんどん進めていくという方針で動いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山本指導課長 はい。ただいまご指摘いただきました委員の皆様の期待に沿えるよう、また子どもたちのために新たな取組も含めて、しっかりと、教育委員会としては前に進めていきたいというふうに考えております。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 はい。すみません。今日、第1回目が行われたということなのですが、今日の行われた内容の中で、この参加された方々から、実際にこれまで使われてきたお子様たちの、実際に使った方の子どもの声とか、そういうのがあったかどうか、教えていただいてもよろしいでしょうか。内容というよりは、そういう声が実際取り上げられていたかどうかという。

○山本指導課長 そういった点も含めて、我々としても多くの立場の方の声を聞きたいということで、保護者代表の方をそれぞれの校種でお願いしているところです。

本日の委員会においても、実際にうちの子どもに聞いてきたんだけれどもというようなご意見も頂いたところで、非常にありがたいご意見を頂いたところです。

○えごし委員 ありがとうございます。保護者の方、また校長先生とかも、多分学校で聞いてきたという話はあるとは思いますが、今後、例えば、もう、今、令和2年から令和5年まで3年間、私の子どもも小学校に通っていてタブレットを使っていますけれども、そういう本当に子どもたちが使っている生の声というのを例えば子どもたちでいろいろ話し合っ、それをこういう委員会にその声を出していくというような取組。例えば令和4年に東京都のこども基本条例というのがつくられて、子ども中心の政策をつくって、また子どもの声をしっかりと聞いて、子どもにも参加をしてもらって政策をつくって、試みにやってみるでもいいんですけれども、子どもたちを少し何名か推薦して出していただいて、どういうやり方が子どもたちにとって、子どもたち目線でこういう政策をやっていけばいいのかというのも話し合ってもらって、それをまたこういう委員会に持ってきて、またみんなで検討していただくという、そういう機会も設けてもいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 ご指摘いただきました点、例えば子どもたちからは、毎年、スキルの面が中心ですけれども、アンケート調査をさせていただいております。また、ご指摘いただきました子どもたちの声を聞くということに関しては、子どもの権利条約でもうたわれているところであると認識しております。例えば生徒会サミットのものを開催しております、中学校、中等教育学校の生徒会の方、子どもたちに、一堂に集まって話合いの場を設定していたりというような現状もございます。そういったところの議題の一つとして、このICTの活用について取り上げるとか、そういったことも今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○えごし委員 タブレットが1人1台に配られているというのは、千代田区でもすごいことだと思いますし、それでまた新たな授業の在り方とかも、今つくられているところだと思いますので、しっかりと、お子様の声もしっかりと聞いた上で進めていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○西岡委員長 はい。子どもの意見聴取をしっかりと反映してほしいということだと思いますけれども、お願いします。

指導課長。

○山本指導課長 先ほど答弁させていただきました中学校、中等教育学校における生徒会サミットだけではなくて、ほかにも小学生の声を聞くような場を設定したりですとか、今後、工夫、検討してまいりたいというふうに思います。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○はまもり委員 先ほどの富山委員の質問にも関連するんですけれども、この学識経験者の方のそのテーマというもの、専門分野というのは、それぞれどういったものになりますでしょうか。

○山本指導課長 学識経験者の方におかれましては、大学の教授というようなお立場で、元教員の経験者の方であったりですとか教育ICTの専門家、その道にたけている方という方をお願いしてございます。

○はまもり委員 今、質問した意図としては、ITの専門家も必要かもしれないんですが、ここの設置目的のところですよ、主体的で対話的で深い学びを実現するために、必ずしもITの専門家だけではなく、アクティブラーニングの専門家であったりとか、何かそういったところがきちんと目的に合っているのかの確認をしたかったんですけれども、そういった意味でどういった専門分野なのかを質問させていただきましたが、もし分かればそれを教えていただきたいです。

○山本指導課長 ご指摘、おっしゃるとおりだと思います。ITの専門家だけではなく教育に特化したというところは、我々も意図的にそういった方をお願いしているというところで、専門の論文ですとか、そういったところは、大変申し訳ありません、把握していないんですけれども、先ほどご答弁させていただいたように、元教員だったりですとか、教育に関するICTに特化した研究をされている方をお願いをしておりますので、教育とICTを結びつけたより深い学びのためのご指導、ご助言が頂けるというふうに感じております。

○はまもり委員 こちらの学識経験者のところは公表していますかね。確認ができますか。

○山本指導課長 今後、本日の委員会の資料等につきましてはホームページ等でもアップをすることを考えておりますので、そちらで広く区民の方にも確認していただくことはできるのかなというふうには思います。

○はまもり委員 ある程度、今回の設置目的のところで、「成果と課題を明確化し」ていくというふうにあるんですけれども、恐らく既にある程度の成果と課題を想定しているからこれが設置されたと思っているんですけれども、そういう意味で、どういった課題と成果を想定していたのか。それを検証するというためのものなのかなというふうには思うんですけれども、全て明確には分からないと思うんですが、想定しているものがあれば、教えてください。

○山本指導課長 教育委員会といたしましても、これまで2年半の実績を踏まえまして、成果と課題というものは、我々の立場で確認、洗い出しをしているところでは当然ございます。例えば調査の中で分かってきたことは、かなり、先生たち、活用の頻度を高めていただいておりますけれども、学校あるいは教員によって使用の頻度の格差があるですとかそういったところ、あるいは、子どもたち、発達段階に依りて、例えばタイピングスキルのところでまだまだ伸びてほしいとか、そういった課題は当然把握しております。

ただ、今回、このような委員会を立ち上げたという経緯の一つには、やはり様々なお立場で成果と課題を知りたい、把握したい。それをいかに今後の区の施策に結びつけていくかということを目指しておりますので、保護者の方にもご出席いただいたりとか、そういった形を取っております。

○はまもり委員 ありがとうございます。よく分かりました。

最後のアウトプットイメージなんですけれども、報告書を作成して終わるのか、報告書を作成して、現場に何かしらの還元をしていくのか、その辺のイメージであったり、スケジュール感というのはいかがでしょうか。

○山本指導課長 今年度新たに立ち上げました本委員会ですけれども、決して、終わり、ゴールはないというふうに私自身は思っております。というのは、もちろんそれぞれ出てきた課題に対して、しっかりと対応策を検討し、実践してまいります。ただ、この時代の早い流れの中で、社会情勢も大きく変わっていきます。その中で、一つの課題が解決したから終わりということではなく、解決したら、また新たな課題が出てくるであろうというふうに認識しております。

そんな中で、この委員会を立ち上げた意図といたしましては、年次で区切るとか、そういったところでゴールを目指して報告書を作るということではなくて、経年で、何年間か継続して課題に対応していくことで、区の施策に反映したいというふうに思っておりますので、現状、報告書ですとかリーフレット、そういったものを作るというようなことは考えてございません。

○はまもり委員 はい。現状のやり方については、承知しました。ただ、ゴールが見えないというのは、少し委員会の設置としては不安な部分もありまして、その最終的な結果が出ないにしても、途中段階で出たもの、得たものに関しては、リーフレットにしなくてもいいと思うんですけれども、報告書として何かしら現場に共有したりですとか、あるいは新たな委員会とか新たな場のところでそのディスカッションテーマとするとかということもできると思うので、ちょっとその成果の共有、成果のアウトプットイメージというのはもう少し明確にさせていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 はい。報告書ですとかリーフレット、そういった成果物を作成するかどうかということにつきましては、今後、大変申し訳ありません、検討させていただければというふうに思います。

また、現場への共有というところにつきましては、頂いたご意見、検討させていただいた内容を、しっかりと学校には伝えてまいります。

また、先ほども答弁の中でお話をさせていただきました、本委員会においても適宜ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○はまもり委員 ありがとうございます。報告物というものの、報告物の形にこだわるので

はなく、ぜひ……

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 委員長、失礼しました。報告物の形にこだわるというわけではないので、しっかりと得たものを皆さんに共有して生かしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○山本指導課長 はい。今後も引き続き本委員会を通しまして、またそれ以外にもしっかりと学校と協働しながら、子どもたちのためにICTの活用を進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 2点だけ教えてください。紙の教材というのは、もうほぼ廃止するというのでしょうか。それともう一つが、タブレットというのは、クリエイティブな仕事には非常に有効なんですけど、実際にそれ以外の多くの仕事というのがPC、パソコンでないといけない仕事というのが多いので、学力をつけるという意味のタブレットというのは分かるんですが、仕事の準備として、何ていうんですかね、オンラインを使うというときはパソコンのほうが優れているのかなと思うんですが、その辺の意見というのは出たことはありませんでしょうか。

○山本指導課長 本委員会での趣旨といいますか、話合いの内容というところでは、本日1回目というところですので、そういったご意見はこれからなのかなというふうに思っておりますけれども、まず、頂きましたご質問の1点目、紙の教材につきましては、現在、例えば教科書、こちらにつきましては、デジタル教科書化というところも進んではございます。ただ、現状、全部の教科領域でデジタル教科書化が進んでいるわけではございませんので、今後しばらくはタブレットと紙の教材、プリント等も含めてですけれども、共有、共存かなというふうに思っております。

また、2点目、これは仕事、主に教員のほうかと思うんですけれども、教員のほうのICT化も進めているところです。これによって働き方改革を含めた教員の働きやすい環境づくりというところを進めているところです。また、学校間の連絡ですとか、研修会等も可能な範囲、必要な範囲で、オンラインで移動しなくてもいいような形の研修会を設定したりというような工夫もしているところでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今日、第1回目の委員会が開かれて、様々な成果、課題を出されたと言いますが、もし、言える範囲で何か課題が出されたのがあれば、どんな内容だったのか、簡単でもいいので、ご紹介いただけますか。

○山本指導課長 たくさんの成果、課題を頂きました。特にこちらのほうとしては、ICTの環境に関するところ、それから教員に関するところ、そして児童・生徒に関するところの三つの項目に分けて、成果と課題をそれぞれのお立場でご意見を頂いたところです。

例えばなんですけれども、保護者代表の方からの課題といたしましては、学校の勉強以外で使わないかとか、視力、姿勢の悪化が心配であるとか、そういったところ。それから、他区で実践しているような教育ビッグデータの活用、心の変化を捉えるようなところの活用ができないかといったところ。また、教員の先生方の格差についても心配だというような課題も上げられたところでございます。

○牛尾委員 こういったタブレットを使って学びをやっていくということに関しては、もちろん否定するものでもないし、進めていくべきものと思いますけれども、プラスの面ばかりじゃなくて、やはりマイナスの面にも目を向けて対策していく必要があるんじゃないかと思っていました。先ほど保護者の方の意見を言われましたけれども、姿勢の問題とか、あとは最近、近視、スマートフォンとかタブレットを使い過ぎて近視の子どもが多いというふうなことも指摘をされております。

また、本会議でも質問ありましたけれども、生成AI、これを使えば、大体どんなことでも答えてくれるし、文章も作ってくれるという点で、自らいろいろ考えて様々なことを行っていくということからすると、簡単にそういった生成AIを使っていくということが本当にいいのかどうかという課題もありますし、そうした面で意見を言えるような方というのは、この委員会の中にはいらっしゃるんですか。

○山本指導課長 何点かご指摘いただきました。

まず、課題につきましては、我々も、姿勢のところも含めて、しっかりと解決のための道筋を立てていきたいと。例えば学校ではICT使用のルールを策定していただき、また保護者の方にもご協力いただきながら、ルールづくり、それからそういったところをしっかりと徹底していくというところで進めているところです。

また、ICT、これをただこれまで活用するというだけではなくて、今、我々が目指しているところは、より子どもたちのために効果的に活用するというところであって、ただやみくもに使ってほしいということでは、現状、ないというふうに思っております。どういった場面で、どのようなアプリケーションを、どのように活用すれば効果的なのか、子どもたちのためになるのかということもしっかりと踏まえて、もちろんICTを使ったほうが活用、子どもたちのためになる場面もあれば、そうではなく、それぞれの話合いだったりですとか、そういったところをしっかりと充実したほうがいい場面もあります。そういったところをしっかりと見極めるスキルというのも教師にとっては必要ではないかというふうに思っておりますので、そういった視点もしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 分かりました。

委員の方にそうした視点から意見を言える方というのはいらっしゃるんですか。

○山本指導課長 委員の皆様、先ほども申し上げた学識経験者の方におかれましては、教員も経験されている、教育のICTの先駆者であるというところから、そういったお立場からのご指導、ご助言も頂けるかというふうに思っております。また、校長先生方におかれましては、当然学校で子どもたちの、教員のICTの使い方、しっかりと確認していただいておりますので、そういった立場でのご意見も頂けるかと。保護者の方については、ご家庭でのお子さんの話を聞いていただいたりですとか、親御さんの立場でご意見を頂けるのではないかとというふうに考えております。

○牛尾委員 分かりました。

あと、もう一点だけ。先ほど先生でタブレットを使う頻度に格差がある、それも心配だという声もありました。当然そういったタブレットを活用する、パソコンを活用するというのが得意な先生もいらっしゃるかと思いますけれども、もちろん苦手な先生もいらっしゃるという点で、だけど子どもたちには同じようにタブレットを活用してもらうというこ

とでやってもらわなきゃいけないわけで。そうすると、例えば先生の研修とかもあると言いましたけれども、やはりタブレットを活用することが先生にとって負担になると、それはよろしくないと思うんで、そこは先生の負担軽減のための対策というのかな、そういうのもしっかりと目を向けていただきたいと思いますけれども、その辺についてお願いします。

○山本指導課長 先ほどの委員会の中で学識の先生からご指摘いただいたことは、これまでICTは、タブレットは文房具のように使うというようなことが言われてきたと。それはもちろんそのとおりなだけけれども、今は学習の基盤であり、ICT、タブレットがあるのが大前提なんだというような認識で授業を進めてほしいというようなご助言も頂いたところです。そのために、いつもどの授業でも使ってくれということではありませんけれども、教員のそういった活用能力、指導能力を上げるということは必要であるというふうに感じております。

ただ、ご指摘いただきましたように、負担にならないようにというところは、我々もしっかりと配慮していかなければいけないというところで、例えばTeamsを活用して、様々なよい事例、自分の実践事例を挙げる。それをご自身の都合のいい時間に見れる。そういったこともやっているところでございます。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 牛尾委員からの指摘もありましたけど、今、課長の答弁の中で、指導者によって頻度が違ってくるというタブレットの使い方。これは、各学校、私、もっと様々だと思っておりますけども、今回のこの委員会の構成、先生方、校長先生がほとんどで、実際に教育現場というか教室で使っている先生方がどの程度活用されているかというのは、もちろんそれぞれで把握されていて、2年半たって、こういう会が初めて発足されたようなんですけれども、その辺りを教育委員会のほうで把握をされているかどうかを、ちょっとお示しいただきたいんですが。

○山本指導課長 教員にどの程度使われているかというところの頻度につきましては、我々も先生方にアンケート調査を取らせていただいております。その中で、第何学年のどの教科で使っているかというような調査もしておりますので、ある程度、この学年のこの教科は使い勝手が高いなとか、そういったところの把握はしております。

○池田委員 この委員会を構成された方たちの任期というのはどれくらいなんですか。

○山本指導課長 任期は、当該年度、今年度末までということにしておりますけれども、来年度以降も開催を予定しておりますので、再任を妨げることではないというふうには定めております。

○池田委員 学校長も保護者の方も、それぞれ卒業なり転任なりすると替わってしまいますから、そのところで、これで足りているのかというと、なかなか満額回答にはならないとは思いますが、今日の今日、委員会を開かれたということで、課題がこの2年半かけて、それぞれの学校ですごく差があるはずなんですけど、そのところは、このタブレットを1人ずつ、各生徒・児童に配付をしているということですけども、その辺り、各学校での使い方の温度差というか差異というのは、どの程度把握されているんでしょうか。

○山本指導課長 先ほど申し上げました教員対象のアンケート調査、こちらでも、各学校の温度差というところはある程度把握することができます。また、校長先生方にもそうい

ったアンケート調査をさせていただくことで、学校での使用頻度、校長先生の認識、そういったことも把握することができるというふうに考えております。

○池田委員 ということ、学校の先生たちは、それぞれやはり頻度が違うというところは分かるんですけども、今度は、それを実際に使っている生徒・児童の一人一人の個人差というのはきっとあると思うんですね。使い方が苦手だったりとか、もっと本当はやりたいたいけど抑制されちゃっているとかということはあるような、じゃないかなと思うんですけども。その、タブレットを1人ずつ使うことによって、子ども一人一人の能力を伸ばすのか、ある程度みんなが同じように使いこなすのが目的なのか、その辺りは先生によって指導の仕方が違うとは思いますが、この推進委員会というのを立ち上げて、最終的にはその成果と課題を明確にするということ、一人一人、どこまで効果的に活用できるようにしたいのか、先ほどはまもり委員も言っていましたけれども、最終的にどうしたいのかということまでをもう一度お示しいただきたいんですけども。

○山本指導課長 先ほどの委員会の中でも、これはまた別の学識経験者の先生の中からは、今、この時代はそろえる教育ではなくて、伸ばす教育、一人一人の長所、強みを生かしていく教育が求められているというようなお話を頂きました。まさにICT機器を活用して、子どもたちを一律にそろえるのではなく、伸ばしていく教育が必要なんだろうなというところを改めて認識したところです。

教育委員会といたしましては、ちよだスマートスクールの実現に向けて、3段階のステップを考えております。まず最初のステップが教師と子どもがつながる学び、そして2番目のステップが子ども同士がつながる学び、そして最終的には子ども自身が学習方法を決める学び、そういったことを目指しております。

現状は、子ども同士がつながる学び、ここについては比較的实践を踏まえて達成しつつあるかなというふうには考えております。今後は、子ども自身が、この学習ではこのアプリケーションを使って、こういうふうに進めればいいんだというような方法を決められるようなところまで、子どもたちの力を伸ばしていきたいなというふうに感じております。

○西岡委員長 はい。よろしいですかね。

白川委員。

○白川委員 先ほどの質問のちょっと言い換えなんですね。ちょっと、言い方がうまくなかったもんですから。

一つは、紙教材がどれくらい残っているかというのは、紙教材のほうが優れているという論文が、私が教育学を勉強していた頃は結構出ていたものですから、そこがちょっと気になっていたもんで。例えば紙の辞書と電子辞書、両方それぞれ使って、どっちのほうが学力が伸びるか、英語について、あるいは日本語、外国人の生徒が日本語を勉強するときどっちが伸びるかという。で、圧倒的に紙のほうがよかったとかというのがあるんですね。

あるいは、これはNHKの番組だったと思うんですが、ある生徒の学力の高さと低さが、実はケータイメールの頻度の高さ、ケータイメールをやっている時間に比例するというのをあぶり出したというのがあるんですね。それは、紙で、紙に文字を書くときには脳が真っ赤になる、活性化するんですけども、ケータイでLINEなんかを打つときって、全く活性化しないんですね。だから、メールを幾ら打っても文章はうまくならないし、頭も

よくならないと。むしろケータイなしで自分で文章を作ったりするほうが学力が伸びるといふ。それは十数年前の番組だったと思うんですけど、ちょっと驚愕しまして、これ、ICTをそのまま進めて大丈夫かなと不安があるもんですから。この流れが止まらないのは私も分かるんですが、そうしたらせめて、タブレットではなくて、子どもにノートPCを配るという手はあると思うんですね。

だから、多分ゴールをいろいろ迷っていると思うんですが、できればそっち、一応お金が関わる話なんですが、PCを子どもが使えるようにするというのがいいのかなと思っ

ているんですが、いかがでしょうか。
○山本指導課長 まず、ご指摘いただきました紙の教材につきましては、先ほども答弁させていただいたところではありますけれども、現状、併用であるかなというふうに思っております。もちろん紙の教材のほうが優れているという場面もあると思います。我々も、いつでもどこでも何が何でもPCを使ってくれというような学校への指導は、もう、しておりません。その段階は過ぎたかなというふうに思っております。

それよりは、先ほども申し上げましたどの教科、学習内容、どの場面で活用することが効果的なのかということをしかりと見極める。これは子どもも大人もだと思っております。そういった力を身につける上で、この学習ではPCは使ったほうがとか、この学習では紙を使ったほうがとか、そういったところもしかりと見極めて判断できる指導者、そして学習者を育てたいというふうに思っているところです。

また、PC、ノートPCにつきましては、今後、リプレースも予定されてはおりますけれども、頂いた課題の一つとして捉えさせていただきます。ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございませんかね。

これについて、現在は、児童・生徒に対しての課題だと思っておりますけれども、例えば保育の現場とかで、就学前プログラムなどにこういうことで、まあ、STEAM教育とかも、プログラミングとかいろいろありますけれども、これからタブレットを使い始める子どもへの課題とかも議論していただきたいと思うんですけれども、そういうのは今後検討できますか。

○山本指導課長 今回、メンバーをお願いしている方の中には、幼稚園、保育園等の園長先生は入っておりませんが、また今後、メンバーを選定する中で、例えば次年度とかそういったときに、選定し直す中でそういった方を入れるですとか、もちろんご指摘いただきました点、大変重要な観点だと思いますので、次回の委員会で少し話をするですとか、そういったことはできるかと思っております。

○西岡委員長 ぜひ、よろしくお願いします。園でもWi-Fiも入りつつあるので、こういう先生たちが教材で使ったりし始めていると思うんですね。なので、ぜひつなげていただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、もう、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。（１）千代田区教育ICT推進委員会について質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区インクルーシブ教育推進委員会について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、私からは千代田区インクルーシブ教育推進委員会について説明をさせていただきます。教育委員会資料3をご確認ください。

まず、項番1、設置目的ですが、今般、学校園等においては、発達障害の可能性、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が年々増加しておりまして、幼児期の早い段階から適切な支援に繋げていくことが求められているということについては、皆様ご案内のとおりでございます。

これまで、千代田区では、資料に記載のとおり、情緒障害等通級指導学級の指導に替えまして、特別支援教室、千代田区ではステップ教室という名称でやっておりますけれども、この特別支援教室を開いたしまして、児童・生徒が設置校に通級するような指導体制から、教員が巡回指導する体制に変更してまいりました。また、知的固定の特別支援学級については、令和4年度に富士見小学校に新設をし、小学校2校、中学校1校体制で運営をしております。さらに、言語に係る通級指導学級も千代田小学校に設置しているところでございます。

しかしながら、学校や園におけるインクルーシブ教育のより一層の推進にあたりまして、課題に横断的・縦断的に対応するための検討委員会等はこれまで設置されておりませんでした。今後、本区におけるインクルーシブ教育のより一層の推進に向けて、課題等について一体的、包括的に検討していくことを目的といたしまして、このたび本委員会を新たに設置するものでございます。

委員会を設置することで、これまでの課題を明らかにし、対応策を検討、実践していく過程を通しまして、各学校・園において必要な指導と適切な支援を行う、効果的なインクルーシブ教育の充実につなげられるようにしてまいります。

項番の2、委員会の構成ですけれども、学識経験者、医療、臨床発達等の専門家、保護者代表者、区内学校長、園長等と教育委員会事務局、そして保健福祉部からも委員として出席していただくこととしております。

最後に項番3、スケジュールおよび内容になりますが、今年度、年間4回、計画をしております。1回目が7月、2回目が9月、3回目が11月、4回目を1月に実施する予定となっております。

また、主な内容、資料記載のとおりですけれども、例えば発達支援に関する具体的な支援の在り方、また効果的なネットワークづくりなどについても検討していく予定となっております。

さらに、項番2に記載されている委員の皆様からも、日頃感じているインクルーシブ教育に関する課題等を出していただくことで、また委員会で検討することで、インクルーシブ教育のより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

インクルーシブ教育推進委員会の検討内容につきましては、こちら本委員会でも適宜報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○富山委員 医療関係者とありますが、様々な職種があると思うんですが、こういった医療関係者でしょうか。

○山本指導課長 医療関係者につきましては、区内で医療に携わっていただいております

小児神経学の先生になります。

○富山委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 関連なんですけれども、保護者代表というのはどういった方々なんですか。

○山本指導課長 こちら保護者代表につきましても、先ほどのICT推進委員会と同様に、PTA会長の中からご選出いただいたというような形で取っております。

○牛尾委員 もちろんPTAの方というのも非常に大事な視点を持っていらっしゃるからいいと思うんですけれども、実際にそういったお子さんを抱えている保護者の方というのは本当に苦労されているんですけれども、そうした保護者の方に入っていただくという可能性はないですか。

○山本指導課長 ぜひ、保護者代表の方には、委員会前にそういった方のご意見も吸い上げていただいて、ぜひこちらの委員会で発表していただければ、我々もしっかりと検討させていただきたいというふうに思っております。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○富山委員 先ほど小児神経学と伺いましたけれども、小児神経学の医師は、障害種別で言うと何種別にお詳しい方を採用されているらっしゃるのでしょうか。

○山本指導課長 こちらにつきましては、区内でやられている方で、これまでも区の教育に携わって、いろいろなところでご指導いただいていた方なので、幅広く子どもたちの支援に当たっている方というふうに認識をしております。

○富山委員 私自身、頭部外傷、全身打撲で入院し、意識不明の状態から回復してきておりますので、その際に法律によって復学を経験し、無理やりインクルーシブ教育というのを受けました。その際に経験したことは、合理的配慮だけではインクルーシブ教育は進みません。障害当事者がかなり傷つくのが現状なので、その制度設計というのはかなり慎重にやっていただきたいんですけれども、この構成員の方々の中に、小児神経学の医師の方以外で、障害者のインクルーシブ教育などに、今までインクルーシブ教育という学問について、今まで携わられてきた方はいらっしゃいますでしょうか。

○山本指導課長 インクルーシブ教育だけに特化して研究を進めてきたというような形ではございませんけれども、例えば学識経験者の方、先ほどのICTの委員会と同様で、教員も経験している、そして教員をやりながら、あるいは大学で後進の指導をしながらインクルーシブ教育について特に学んできた、あるいは教授しているというような方たちをご選出させていただいて、お願いしているところでございます。

○富山委員 今おっしゃっていただいた方々の中に、インクルーシブ教育を経験された方や身をもって体験されている方がいらっしゃらなかったんですけれども、そういったご意見を取り入れるタイミングはございますでしょうか。

○山本指導課長 今回、このインクルーシブ教育推進委員会を立ち上げるに当たり、今のところ、年間4回を予定しております。来年度以降も実施する予定でございます。また、委員の皆様もかなり幅広くお願いしているかなというふうに思っております。そんな中で、今ご指摘いただきました、インクルーシブ教育を体験された、ご指導されている、そういった方の意見も含めて、我々は拾い上げたい、吸い上げたいと、それを区の施策に還元していきたいというふうに考えております。

○富山委員 つまり、今後委員会を進めていくに当たって、障害当事者の方や障害者の保護者の方などを構成員に取り入れる予定はございますでしょうか。

○山本指導課長 はい。こちらにつきましても、第1回は今お願いしているメンバーで開催していきますけれども、そのメンバーですっと固定ということではございませんので、そういったことも含めて今後考えていきたいというふうに思います。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今の牛尾委員と富山委員と重複するんですけども、この保護者2名の方、この通常のPTAの方というのは、非常にこれも意見は参考になると思いますが、やはり何かしら支援が必要なお子さんをお持ちの保護者の方というのはぜひ入っていただけたらいいのかなと。また、そのタイプによっても違うと思いますので、タイプの違いによってもそれぞれ入っていただけたらいいのかなというふうに思います。

また、既に委員会の構成が決まっていて難しいというのであれば、例えば当事者の方々に何かしらのテーマのときに入っていただくワークショップのようなものであるとか、アンケートではなくて、実際に直接、話を聞けるような場というものをぜひ取り入れていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 今回、委員でお願いしている方々については、特に今ご指摘いただきました、そういったことでお困りの方、お悩みの方のお声をぜひ聞いていただいて、こちらの委員会で発表していただきたいと思いますというふうに思っているのと同時に、今ご提案いただきましたことにつきましても、これから委員会を開きますので、また検討の一つの材料とさせていただきます。

○はまもり委員 お願いします。

○西岡委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 いろいろとご質問いただいておりますが、行政と区民のニーズとの役割というのがありまして、そういった声は、我々は通常の仕事、通常の学校等で多く聞きます。多種多様で、その方たちを全員このメンバーの構成に入れたら、本当にもう人数が莫大になってしまうので、そういった声を聞いて、我々行政として、今、何が課題かという、就学前から発達に遅れがある子どもとかが、療育をさくらキッズ等で受けたときに、その情報が学校に的確に上がっていくか、継続して支援していくためにはその情報というのは大事なので、そのつながりがいま一つつながっていないよという課題、これは保護者さんたちによく言われます。

それから、もっと療育を受けたいのに受けられない状況に、千代田区の場合はある。我々としてはさくらキッズがいっぱいというのは認識をしているんですけども、療育事業は足りているんですけども、もっと使いたいんだけど使えないというニーズに答えられていない。それがもう一つの課題です。

あとは、最近では就労という部分が、親の就労のところの支援という観点で言うと、ちょっとした移動があります、特別支援学校から学童クラブですとか、そういったところの移動の支援というところがあるので、これらの課題をどのように行政として支援をしたらいいかというのが主目的になります。

ですので、声はもう十分聞いた上で、こういった大きな課題をはじめとして、様々な声に行政としてどういうふうに対応していったらいいかというのが主目的の会になりますの

で、その辺は声を反映した上で議論していきたいと。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○富山委員 先ほどおっしゃっていただいた内容についてなんですけれども、そして、いつも、国のほうの委員会等でも、そうやってたくさんの声を聞いて、最終的な決定にいつも当事者がいないので、かなり当事者の希望からは離れたものが実現してしまうというものがたくさんございますので、最終決定の場にも当事者を取り入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○亀割子ども部長 最終決定の場、もちろん行政が勝手に決めて、これをどうぞというわけにはいきませんので、途中経過の話はこの場でも報告させていただきます。で、皆様は区民の代表の方たちですので、その際に意見を頂くことと、あとは関係者、我々だって、かなり、いろんなこういった声を聞く保護者さんたちがいらっしゃいますので、こういう形で対応していくというのは、常に情報公開しながら進めておりますので、その辺は抜きなくやっていきたいと思っています。

○西岡委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、（２）千代田区インクルーシブ教育推進委員会について、質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わります。

一旦、休憩させていただきます。

午後〇時〇九分休憩

午後〇時一六分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

これより、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）生活状況に関する調査及びひきこもりに関する講演会の実施について、理事者から説明を求めます。

○山内福祉政策担当課長 私からは、生活状況に関する調査及びひきこもりに関する講演会の実施について、保健福祉部資料３に基づきましてご説明のほうを差し上げます。

生活状況に関する調査につきましては、２月の常任委員会の際に概要のみ報告させていただいておりますが、区民の皆様へご案内を送付いたしましたので、その実施内容につきましてご報告をさせていただきます。

まず、１の目的でございますが、こちらに記載させていただいておりますとおり、区民の皆様のご生活状況に関する質問を通じて、ひきこもりをはじめとした生活状況を把握させていただき、今後の支援策の検討に資するために実施するものでございます。

また、併せて、ひきこもりに関する区の相談窓口を広く区民の方に知っていただくため、調査案内の裏面を活用し、相談や支援についての周知を図るようしております。ご案内につきましては、本日、参考資料１ということで、緑色のものですが、そちらのほうをつけさせていただいております。こちらのほうを区民の皆様方に送付させていただいております。こちらの案内でございますが、健康推進課で実施いたします区民歯科健診の案内に同封させていただきます。６月８日に皆様方に発送させていただきました。

対象者でございますが、区民歯科健診のご案内に同封ということでございますので、１

9歳以上の区民の方、およそ5万8,000人程度でございますが、対象として案内を送付させていただいております。ただ、回答といたしましては19歳以上にこだわりのみで、また、それ以下の区民の方でもご回答可能でございます。そのため、こちらは広報千代田をはじめとして、ホームページやSNSなど、区の広報媒体でのご案内、区有施設掲示板でのポスターの掲示、またチラシの配布、区関係機関への周知活動への協力依頼など、さらなる周知を行っているところでございます。

回答方法でございますが、アンケート調査、こちらのご案内に記載しておりますQRコードもしくはURLから、スマートフォンやパソコンを利用して、専用の回答フォームからご回答いただくような形式となっております。ただし、スマートフォン等での回答が難しい方につきましては、紙の調査票をご用意いたしておりますので、そちらでの回答も頂けるようになってございます。紙の調査票につきましては、福祉総務課の方にお問い合わせいただいた場合はこちらからご送付させていただくほか、それぞれご協力いただいている区の関係団体や区の窓口においても配布のほうをさせていただいております。

調査内容につきましてはでございますが、こちら、生活状況に関する調査というふうに銘打っている形ですので、ひきこもりのみということではございません。生活状況の、生活の実態を把握するという趣旨に基づいた調査となっております。

今後のスケジュールでございますが、先ほどお話しさせていただきましたとおり、6月8日に案内のほうを発送させていただきました。現在、皆様からご回答を頂いているところでございます。6月20日号の広報千代田に再度ご案内を載せる予定としておりまして、7月の31日、調査回答の締切日とさせていただきます。その後、集計、分析等を行いまして、11月下旬にホームページにて結果のほうを公表する予定とさせていただきます。

こちらにつきましては、ホームページの公表に当たりましては、当委員会のほうにもご報告のほうはさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

生活状況に関する調査につきましては以上でございます。

続いて、ひきこもりに関する講演会を開催することになりましたので、こちらのご案内を差し上げます。

ひきこもり支援事業の啓発活動の一つとして、令和4年度より、ひきこもりのご本人、ご家族、関係者を対象とした講演会と、それに併せ、個別相談会、茶話会を実施いたしております。令和5年度につきましても、資料2として本日つけさせていただきますとおり、青っぽいチラシとなりますが、こちらに書いてございますとおり、8月19日に、「ひきこもり家族のライフプラン」というテーマで、千代田区主催の講演会を実施することとなりました。

今回の講演会では、講師にファイナンシャルプランナーの先生をお願いし、ひきこもり問題が大きな社会問題として取り上げられた8050問題の核心であります、経済的、どのように生活していくかということについて、ご講演を頂く予定となっております。

また、同日、講演会後でございますが、ご本人やご家族を対象とした個別相談会と茶話会を実施予定としております。それぞれ個別のご相談を受けるとともに、今回の講演会のテーマに沿って、ご本人やご家族の皆様で悩みを共有していただく場とさせていただきます。

定でございます。

また、今回の講演会でございますが、文京区、台東区と3区連携事業といたしまして、それぞれの区にお住まいの方についても相互に参加可能とさせていただいております。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 調査を行うこととか講演会を実施するというについてはぜひ進めていただければというふうに思うんですけども、ひきこもりの方に、例えばこういった講演会をやるから来てくださいと言っても、ひきこもっているわけだから、なかなか参加しづらいでしょう。しかも、ほかの方々もたくさんいる中で相談会を行いますよと言ったって一まあ、大事なんですよ、こういった学習会をやるというのはね。そうじゃなくて、やはりひきこもっている方あるいはご家族の方には、こちらからのアウトプット型の相談とかをやっていかない限りは、なかなか解決しないというふうに私は思うんですよ。

で、このアンケートについても、区民の生活実態を、まあ把握するというのは大事なことでしょう。さっき、ちょっと私もスマホで見ってみましたけれども、生活状況とか、いろいろある中で、ほかの人と会わなくなってからどれぐらいとか、本当に細かいことまで聞いているんですけども、これを例えば区のホームページ上で公表するというふうになれば、なかなか、こう、ひきこもっている本人の方が、公表されるのかと思うと回答しづらいというふうに思うんですよ。そこはしっかり個別個別の対応がやっぱり必要なわけで、そういった手だてというのかな、施策というのは、どうなんですかね。

○山内福祉政策担当課長 ご指摘ありがとうございます。確かにこういった案内を送るだけでは届かないのではないかとすることは、こちらも承知しているところではございますが、まず、こういった方々にいろいろなものを、こういったものがありますよということをお届けの第一歩として、こういった形でさせていただいているものでございます。また、今後こういったことを積み重ねながら、そういった方がどこにいらっしゃるのか、どうの方がそうなのかということも含めまして様々な調査等を行って、こちらから委員ご指摘のようにアウトリーチしていければというふうに考えてございます。

また、回答内容についてでございますが、細かいということではございますが、個人情報が入るものではないかとはいえませんが、数値として集計するものでございますので、そちらについては、特に、私どもとして回答しづらいというものではないのかなというふうに考えてございます。

○牛尾委員 まあ、これを出発点にやっていくということなので、それはもう、ぜひ出発点にしていただきたいと思いますけどもね。例えば民生委員さんの方とかはそういったご家庭の方からよく、お話を聞いたり相談されたり、いろいろな情報をつかんでいらっしゃると思いますので、そういった方々とも連携しながら、あとは社会福祉協議会ともいろいろ連携しながら、まずは対策の第一歩として、これは出発点としていいと思うんですけども、そういった、こちらから出向いていろいろな話を聞くという体制づくり、相談できる体制づくりというのはしっかりと検討して、やっていただきたいと思いますので、そこはよろしくをお願いします。

○山内福祉政策担当課長 ご指摘ありがとうございます。民生委員や社協につきましては、こちらからもいろいろお話をさせていただいて、ご協力のお願いはさせていただいている

ところでございます。この辺りにつきましては、それぞれ連絡を密にしながら、情報を頂いた際にどういった対応をするのが一番いいのかということを検討しながら、対応のほうを進めてまいりたいと思います。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 この事業が令和4年3月から肝煎りで、千代田区、取り上げていただいたと思うんですけども、講演会については2回目になるかと思いますが、これまでひきこもりの案件、ここでは賄い切れないところは茗荷谷クラブというところと連携を取っていると思いますけれども、どの程度の問合せとかご相談があるのかお聞かせください。

○山内福祉政策担当課長 ありがとうございます。昨年度実施いたしました相談でございますが、おおよそ電話や来所等を含めまして90件程度、延べですけれども、ございました。それで、講演会等につきましては、昨年度につきましては38名の方がご参加ということで開催いたしてございます。個別相談会につきましては2組のお申し込みがあり、ご相談をしていただいたところでございますが、昨年度は残念ながら茶話会につきましては人数がお集まりいただけず、中止という形にさせていただきました。

ですので、私どもといたしましては、そういった関係者が集まれるような場所をどういうふうにつくればいいのか、どういうふうにしたら参加していただけるのかということをしっかり検討して、開催につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○池田委員 講演会についても、先ほど牛尾委員からもありましたけれども、やはり当事者というんですかね、ひきこもりの本人は、まず、ひきこもっていますから来ないので、前回の講演会も、私たち、前の委員会で一緒に出席させていただきましたけれども、その地域の方だったり、ご家族だったりという方が出席をされて、悩みを聞いてもらいたかったというところはあったと思います。そうはいいながらも、やはりこの茶話会ができなかったというところは、まだまだ時間をかけていかないと、そういう方たちも親身に相談ができないという環境にあると思いますので、引き続きやっていただきたいと思うんですが、この8月19日についてもこの委員会の委員は聞きに行っても大丈夫なんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 こちらの講演会でございますが、委員の皆様方にご出席いただくことができますので、大変申し訳ないのですが、ご出席いただける場合は、人数の確認等がございますので、事前にご連絡を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も時間が合えば、ぜひ行かせていただきたいと思っています。例えば、今はZoomとかそういうものもありますけれども、そういったライブで配信をして、タブレット等でご家庭でも見られるというようなことをすれば、なかなかこちらに出てこれなくても、家庭だと見ることができる場合もあると思うんで、その辺の工夫もやっていただければと思うんですけど。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。今回は、大変申し訳ないのですが、そういったご用意はさせていただいてございませんので、今後開催する中でどういったやり方が一番いいのか、皆様方に参加していただけるのかを含め、検討しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○西岡委員長 副委員長。

○おのでも副委員長 今回の生活状況に関する調査について、アンケートの送付については区民歯科健診の案内に同封して送付するということですが、この区民歯科健診の受診率が10%ということを考えますと、こちらの封筒を開けていない可能性があると思うんですが、こちらの回答率を上げるために工夫されていることを教えてください。

○山内福祉政策担当課長 今、副委員長からお話いただきました件でございますが、今年度は封筒という形で、こういった案内も同封して送らせていただいておりますが、昨年度までははがき形式ということでしたので、そういった形ではなかったのですが、今回から改めて、そういった、同封して送るという形にさせていただいたものでございますので、受診率が低かった場合でも、皆様、開けて見ていただいているのかなと、まずこちらの前提で考えてございますので、また、どういうふうにすればもっと見ていただけるのかについては、所管の課と相談しながら、またいろいろ工夫を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○おのでも副委員長 先ほどアンケートの内容が細かいという話もありましたので、皆さんお時間がない中でこういう細かい回答をするというのはなかなかハードルの高いところでもあると思います。それも含めて、どうしたら回答率が上がっていくのか、封筒にしっかり案内を書きいただいたり、所要時間を書きいただいたりとか、そういった工夫が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 封筒のほうには記載等をできるように、また所管とも調整したいと思います。

また、アンケートの内容でございますが、こちらにつきましては、国のほうで行っているものとかも含めまして、同等の内容とさせていただいております。また、そこら辺、省略できる、簡易にできるようなものがあるようでしたら、またそこについてはなるべく回答していただきやすいような形でできればというふうに思いますので、また何かご意見ありましたら頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○おのでも副委員長 講演会について、ちょっと教えてください。このひきこもり家族のライフプランを考えるということで、ファイナンシャルプランナーの方が講演をされるということで、その後、個別相談会もあります、と。個別相談会のほうは臨床心理士の方とされるということなんですけれども、ライフプランを相談されたいという方もやはりいらっしゃると思うんですね。こちらは結構個別性の強いといいますが、各ご家庭のことがある、まあプライベートなお話でもあるので、ぜひとも個別相談会をこのファイナンシャルプランナーの方とも設定いただくべきかと思うんですけれども、今後このようなご予定等がありますでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。確かに副委員長のおっしゃるとおり、ファイナンシャルプランナーの先生にご相談できる形であれば一番よいのですが、今回、大変残念ではございますが、先生の日程が午後取れませんで、相談につきましては臨床心理士のほうに対応するという形になってございます。また、ただ、そういった案件でご相談があった場合は先生のほうにお話をつなげるとか、そういったような工夫を検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○西岡委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）生活状況に関する調査及びひきこもりに関する講演会の実施について、質疑を終了いたします。

次に、（２）障害者よろず相談事業者の選定について、理事者から説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 私からは、障害者よろず相談事業者の選定について、保健福祉部資料４に基づいてご説明いたします。

この障害者よろず相談事業につきましては、平成３０年度から委託により事業を実施してございます。令和２年度に公募型プロポーザルによる事業者選定を行い、今回が３回目の選定となります。

初めに、事業の概要についてご説明させていただきます。障害者よろず相談、現在のモフカでございますが、障害等のある方並びにそのご家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じること、サービス利用に関して適切な情報提供や専門的な見地から調整やサポートを行うことなど、障害者等が地域で安心して暮らせるよう、総合的に支援することを目的に実施しております。

事業の対象者といたしましては障害等のある方ですが、ここには障害を所持していない発達障害や難病の方も含んでございます。また、そのご家族や関係者も対象としております。

実施場所は、千代田区一ツ橋一丁目１番１号、パレスサイドビル１階でございます。現在、整備を進めております神田錦町三丁目施設開設時には、そちらの新施設に移転する予定でございます。

具体的な業務内容といたしましては、①総合的かつ専門的な相談支援の実施。②区内の障害者等サービスに関する情報収集と適切・的確な情報提供。③「居場所」の提供。④地域の相談支援体制強化の取り組み。⑤地域移行・地域定着促進の取り組み。⑥権利擁護・虐待防止の取り組みでございます。なお、こちらの事業所は障害者の基幹相談支援センターの役割も担っておりまして、③番の「「居場所」の提供」以外の業務は、そういった役割も兼ねて実施しております。

次に、プロポーザル選定委員の構成についてでございますが、委員長といたしまして保健福祉部長、委員といたしましては、障害者福祉課長のほかに、福祉総務課長、健康推進課長、児童・家庭支援センター所長、学識経験者、千代田区障害者共助会、千代田区さくらんぼの会、こちらの障害者共助会とさくらんぼの会は障害者の団体でございまして、こちらからの推薦で委員に１名ずつ入っていただいております。

最後に、選定スケジュールの予定でございますが、７月末に第１回プロポーザル選定委員会の開催、８月に第２回の委員会を開催し、そちらでは要求水準書や募集要項等の検討をいたします。９月に公募開始の予定でございます。１１月に第３回の委員会でプレゼンテーション審査による選定を行いまして、１２月に事業者決定、契約締結の予定でございます。

なお、事業者が変更になる場合には、１月から新旧事業者で引継業務を実施する予定でございます。

ご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 これまでも同じような事業をされてきたというところで、前回で言えば

モフカになると思うんですけども、この相談件数、年間どのぐらいの相談件数があったのかということと、あと居場所という意味では、繰り返し来ていた、利用していた方がどれぐらいいたのかといったところを教えてください。

○清水障害者福祉課長 相談につきましては、来所、電話、メール等の相談がございます。4年度で大体1,700件程度の相談がございました。居場所といたしましては、やはり1,000人を超える、1,000人ちょっとですね、の実績がございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

繰り返し来ていた人は、延べではなく、個別で1,000人ちょっといたということと合っていますか。

○清水障害者福祉課長 相談の件数につきましては、実人数で550人程度ですので、相談につきましては複数回というところがございます。居場所としては、複数回、延べの件数となっております。

○はまもり委員 ありがとうございます。

今回、新たにプロポーザル選定委員を構成して選定していくということなんですけれども、これまでの事業の中で、何か反省点というか、何か課題みたいなものあって、それを今後選定していくに当たってどういうふうに解決していくのかとか、そういったところがあれば教えてください。

○清水障害者福祉課長 これまでもこちらの委員会のほうでいろいろご指摘を頂いていたところがございますが、やはり相談の件数を含め、特にアウトリーチですね、相談や利用に至ることができない方に対する戸別訪問ですとか関係機関への同行等、積極的なアウトリーチ支援を今後さらに強化していく必要があると考えております。

あと、またこちらは発達障害の方ですとか精神障害の方が多く相談にいらっしゃいますので、そここのところの相談支援の充実強化と、あと子ども、障害児ですね、医療的ケア児を含めた障害児支援の強化、そういったところが必要と考えております。

また、こちらの事業所の担当者ですね、職員の入れ替わりが非常に多くなっておりまして、その人員体制の確保、そここのところを十分確認して、選定したいと考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回選定される事業者は何年間の業務を担うことになるんですかね。

○清水障害者福祉課長 現在の事業者、平成30年度から3年間で、いろいろ課題がございまして、そこで選定という形を取っております。今期につきましても、やはり同じような状況でございました。今回の選定につきましても、やはり同じような形で、現在は考えております。

○牛尾委員 要するに委託になるんでしょうけれども、期限を区切って事業を行っていただくと。例えば3年なら3年、5年なら5年ということで、そういうことでよろしいんですか。

○清水障害者福祉課長 本来ですと、やはり相談事業ですので、人が対応するというところで継続的な支援が必要と考えております。ですので、やはりなるべく長期に担当していただきたいとは思っているんですけども、今回のような、なかなかうまくいかないところ、課題等が見えたときに、やはり事業者をさらに選定し直すということも必要かなと考えておりますので、本当に対応がいいといいですか、業績のいい事業者であれば、さらに

延長というところも考えていきたいと思います。

○牛尾委員 そこは一応しっかりと事業者の方と、しばらくやっていただきますよ、しっかりやってくださいねということとか、期限を区切るなら区切るとか、そこをはっきりさせて臨んだほうがいいのかと思うんですけども、そこはどうなんですか。

○清水障害者福祉課長 3年間はやっていただくというところでご説明を、募集をいたします。

○牛尾委員 あともう一点、やはり先ほど、人の入れ替わりが激しいとかという話がありましたけれども、そこはやはり区の事業の一つですし、しっかり、例えば働く人の労働環境とか、あとは相談体制とか、しっかり居場所づくりができていくとか、そういった区側のチェックといいますかね、そうした体制というのはあるんですか。

○清水障害者福祉課長 どういったところに原因があるのかというところで、昨年度、課独自で労働環境モニタリングのような、指定管理とは違いますが、そういった調査を社会保険労務士に委託して実施いたしました。その中で大きな問題、ハラスメントのようなものはなかったというような報告がございましたが、就業規則であったり労務協定であったり、その辺の改善が必要なところがあったというところでございまして、そのところは昨年度中に改善されたところがございます。

○牛尾委員 それは、区の側が、まあ、指定管理ならば必ずモニタリングをやらなきゃいけないから、そういった調査はできるでしょうけれども、こういった形態の場合は、何かいろいろ問題が外から聞こえてきましたと、そうなった場合に、区のほうで調べさせていただきますねと言って、事業者のほうがいいですよと言えばできるんでしょうけど、拒んだ場合もあるでしょう。そういった、何とかな、チェック体制というのかな、そういうのはしっかりつくっておいたほうがいいのかと思うんですけども、そこはどうなんですか。

○清水障害者福祉課長 毎月、事業者と定例の打合せというのをしております、その中で実績報告なり、事業所の状況を区のほうでも把握しております。また、そういった具体的なこちらからの調査というところについても、今後そのところができる体制というのを考えていきたいと思います。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（２）障害者よろず相談事業者の選定について、質疑を終了いたします。

以上で、日程２、報告事項を終わり、日程３、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

それでは本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後〇時47分閉会